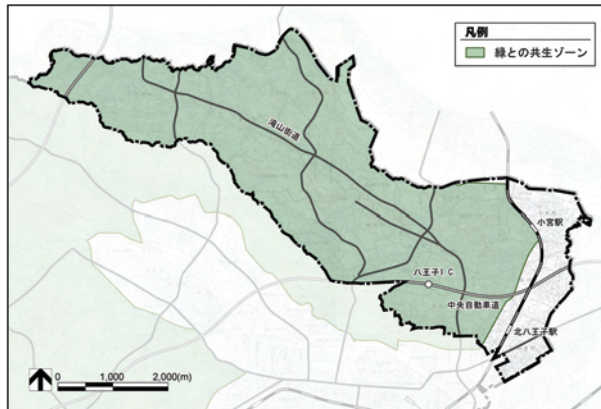


## II. 北部地域

### 1) 北部地域の区域



#### 【該当する町丁目】

尾崎町・左入町・滝山町1～2丁目・梅坪町・谷野町・みついで台1～2丁目・丹木町1～3丁目・加住町1～2丁目・宮下町・戸吹町・高月町・高倉町・石川町・宇津木町・平町・小宮町・久保山町1～2丁目・大谷町・丸山町

### 2) 景観形成方針（法第8条第3項）

#### <テーマ1> 加住丘陵等の地域の景観の骨格を活かした景観づくり

- 穏やかで潤いを感じられる景観を特徴づけている加住丘陵の緑を、地域の景観の骨格として適切に維持する。
- 滝山街道や谷地川等から加住丘陵への眺めを確保すること等により、丘陵地の緑と調和した景観を形成する。

#### <テーマ2> 谷地川を地域のシンボルとして育む

- 水辺を身近に感じられる、明るく開放感のある景観を形成する。
- 谷地川沿いの屋敷林等の緑を保全するとともに、水辺と一体となった潤いを感じられる景観を形成する。
- 谷地川沿いから加住丘陵への良好な眺望の確保を図る。
- 親水性を高め、四季を通じて安全で快適な歩行者空間の創出を図る。
- 周辺の豊かな自然環境と調和した景観を形成する。

#### <テーマ3> 滝山城跡の自然や歴史を活かした景観づくり

- 多くの市民や来訪者に親しまれている滝山城跡は、貴重な共有財産として適切な維持・管理を行う。
- 滝山公園から多摩川等への眺望の確保を図る。
- 滝山公園の桜や多摩川と、周辺の寺社等の歴史的な資源とのネットワーク形成等により、回遊性をもった景観形成を図る。

#### <テーマ4> 暮らしの場としての滝山街道沿道の景観を整える

- 地域の生活の場としてふさわしい、賑わいや個性が感じられる景観を形成する。
- 滝山街道から加住丘陵の緑を望めるよう、低層を基調としたまち並みを形成する。
- 農地や加住丘陵の緑との調和を図り、豊かな自然が映える景観を形成する。

### **<テーマ5> 住宅地の良好な環境を維持する**

- 背景となる加住丘陵や周辺の農地等と調和し、緑豊かでゆとりと潤いを感じられる住宅地景観を形成する。
- みつい団地等の計画的に整備された団地では、建築物の個性を活かしながら、一団の住宅地としてまとまりを感じられるまち並みを形成する。
- 屋敷林や、自然素材を活用した塀や石積み等を保全し、地域らしい景観の継承に努める。

### **<テーマ6> 新たなまちづくりにおける景観づくりを検討する**

- 新滝山街道の沿道では、賑わいの中に一定の秩序を感じられるとともに、周辺の自然環境とも調和した景観の形成を目指す。
- 中央自動車道八王子インターチェンジ周辺では、景観のまとまりの創出を目指すとともに、既存の施設や周辺の自然環境と調和した景観づくりに努める。
- 建築物や屋外広告物の形態や色彩等の工夫により、地区全体としてまとまりを感じられる景観の形成を目指す。

### **<テーマ7> 「緑との共生ゾーン」における景観づくり**

- 周辺の緑との調和を図るとともに、滝山街道や谷地川等から加住丘陵への眺望に配慮するよう努める。